

第十三回国 参議院外務委員会會議録第十五号

昭和二十七年三月二十八日(金曜日)午後三時三分開会

委員の異動

三月二十七日委員佐多忠隆君辭任につき、その補欠として金子洋文君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

- 委員長 有馬 英二君
- 理事 徳川 頼貞君
- 吉川末次郎君
- 委員 平林 太一君
- 伊達源一郎君
- 中山 福藏君
- 大隈 信幸君
- 兼岩 傳一君

政府委員

- 人事院法制局長 岡部 史郎君
- 外務政務次官 石原幹市郎君
- 外務大臣官房長 大江 晃君
- 外務事務官(外務大臣官房審議室勤務) 三宅喜二郎君
- 事務局側 兼任委員 久保田貫一郎君
- 会専門員

本日の會議に付した事件  
○外務公務員法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(有馬英二君) それでは外務委員会を開きます。前回は引続きまして外務公務員法案を議題といたします。御質疑をお願いいたします。

第五部 外務委員会會議録第十五号 昭和二十七年三月二十八日【参議院】

○吉川末次郎君 実は甚だ愚慢で、今日になつて初めて法案を見たような点も相済みませんけれども、それと同時に會衆の代りの臨時委員でありますから、余りいろ／＼な外務省の役所のことなんかを知らないで、極く素人のようなことをお伺いしたいと思ひますが、第十二條に、第四項「待命の間中、俸給及び勤務地手当のそれ／＼百分の八十を支給する」といふ、こゝういふ言葉がありますが、まあこゝういふ慣例があるのだらうと思ひますが、そのうしたことについての慣例のようなことを御説明願ひたい。待命期間中の給與額のことについて……。

○政府委員(大江晃君) 待命の制度につきましては、従前は外交官、領事官の官制の十條におきまして規定を設けておりました。昔は満三年間の期間を以て待命の期間を與えておりました。給與につきましては在外公館の費用條例の第三條におきまして、待命期間中の外交官にはその本俸の三分の一以内を給與することができるといふことになつております。

○吉川末次郎君 今引用せられました在外公館云々の法令は戦後の法令でございます。

○政府委員(大江晃君) 戦前の法令でございます。

は非常に額が、パーセンテージが殖えて来ておることになると思ひますが、それはどういふことになるのですか。それからもう一つ併せてお聞きしておきたいと思ひますことは、これはまあ外務官吏の他の国家公務員と異なるところの特殊性の上に立つての法律であります。一般国家公務員が適用される。こゝうした場合で、例えばほかの国家公務員にも待命期間といふようなものがあるのか、又その場合におけるところの俸給や手当の支給額といふようなものとの関係はどうなるのですか。

○政府委員(岡部史郎君) お答えいたしますが、この待命の大使、公使の手当を百分の八十にした根拠でございますが、これは実はこゝういふことになつております。御承知のように戦前におきましては、大体こゝういふ職務に就かない期間中の給與の標準といふものは三分の一になつております。一例が休職者、戦前におきましては休職を命ぜられたものには本俸の三分の一を支給するといふことになつております。大体皆この職に就かないものは三分の一、その根拠はどこにありますかと申しますと、結局これが唯一の理由だといふことは言ひ切れないのであります。が、大体におきましては経済状態がノーマルな場合におきましては生計費の占める割合が三、四〇%である。そのういふような場合におきましては、大体三〇%の場合におきましてはその三分の一で、これはまあ生計費を、生活

費を支給するのだといふことに基きよくに考えられます。ところが戦後におきましては、この生計費指数、いわゆるエンゲル係数といふのが非常に高くなつて参りまして、一時六〇幾つ、現在においても六〇近いかと思ひのであります。それが大体……。こゝういふわけで戦後におきましてはすべてこの従来三分の一であつたものが、原則として六割、或いは八割といふ例が多いわけでありまして、現在の一般職の職員の給與法におきましては御承知の通り原則として八〇%をとつております。こゝういふようなのが大体の考え方に基づいて八〇%になつておる、これなら大体生計費をカバーする程度のものであります。まあ待命の大使又は公使には特別の事情がありますから、生計費の上にならぬか余裕を付けるといふ考えだと思ひます。そのういふように考えております。なお、待命と申しますのは、この法律が特に定めておるのでございまして、私どもの知つておる限りにおきましては、一般職の職員は勿論、特別職の職員につきましても現在待命という制度はございません。

○吉川末次郎君 そうつると待命といふのは、結局他の一般公務員におけるところの休職に該当するのですか。即ち待命期間といふのは休職期間といふのに該当するものであつて、他の一般国家公務員も以前は休職給は本俸の三分の一であつたけれども、現在は八

〇%になつておるというのが只今の御答弁の内容と解釈してよろしうございませうか。

○政府委員(岡部史郎君) 後段はその通りでございますが、前段におきまして、待命と休職とは又違つたのでございまして、この大使、公使につきましては休職という制度はございません。これはございませぬから、或いは休職と似ているとおつしやればその通りかと思ひますが、一般職の職員の休職の場合とはそれ／＼事由が限定してございまして、国家公務員法の七十九條に二つの事由が限定してございまして、その事由に基きまして、いわゆる休職を命ぜらるわけでありまして、ところが待命につきましては、この十二條の事由に基きましてございまして、待命と休職とはおのずから制度は違つたのであります。それから職務をたらぬ場合には、職務に対する一〇〇%の報酬といふ意味ではございませぬが生計費は支給するのだ、そのういふ点において似ていふかと思ひます。

○吉川末次郎君 そうつると待命の期間中に在職当時の俸給の百分の八十を支給する目的は、今おつしやつた御答弁によつて、結局休職期間中のその他の国家公務員の生活を保障するといふのと同じように、その主目的は生活を保障することにありといふように解釈していいわけですね。

○政府委員(石原幹市郎君) 大体その通りでございます。殊に待命制度は、午前中も申上げましたように、いろいろ

いろいろ

ろアグレマンを取つたりいたします関係上、止むを得ず必然的にこういふ制度をとらなければならぬということから生まれて来た制度でございます。その間の或る程度の俸給といひますか、そういうものを支給しなければならぬことは当然のことじやないかと思ひます。

○吉川末次郎君 午前中のそういう政府委員の御答弁を欠席いたしておりましたので承わらなかつたので今初めて承わりますが、アグレマンを当事国から取るという関係のために、特殊な待命という制度があるわけなんでしょうか。

○政府委員(石原幹市郎君) そうであります。

○吉川末次郎君 大体その待命の期間というのは、従来の例からいいたしますと、どれだけの期間になるのでしょうか。

○政府委員(石原幹市郎君) もとは三年ぐらゐあつたのでありますが、これも午前中出た議論でありましたが、昔は待命制度というのが、何か恩典といひますか、暫らくその間待命にしておいて、又その中から外交官に外地に行つてもらふというふうな目的から、相当長い期間があつたのであります。今度のはアグレマンを取つたり、いろ／＼する関係上必然的に出て来る止むを得ない制度として生まれたのであります。ただ相手国からアグレマンを取るにつきましてもすぐ出ないからといつてそのまま引込めるわけにも行きませんので、まあ一年間くらいは期間を置きまして、そのうちにはつきりわかれば別であります。一年以上にもなるというのであれば解任、

職を免ずる、こういうことにしておるわけでありませう。

○吉川末次郎君 それで公使などの待命期間中、即ち他の一般公務員におけるところの休職期間中の生活を保障するために百分の八十の俸給及び手当を支給するのだということが一応了解できるところであります。生活を保障するということになりますと、結局本俸を基準にして、本俸に対する百分の八十を支給すれば事足りるのだと思ふのであります。ところが勤務地手当という言葉がそこに入つておりますから、外交官の勤務地手当というものは、私は素人でありませうけれども想像いたしますところ、本俸の恐らくは数層倍にも、或いは数十層倍、或いは数百層倍かも知れませうけれども、比較にならないくらい私は多額なものだと思はれるのであります。そうしてその期間中は、恐らく内地へ帰つて生活することになるだろうと思ひますが、そうした外地におけるところの勤務地手当、本俸の数層倍、数十層倍するものをここに規定して置くほどの必要は、御答弁によるところの生活保障という点からすると、ないような気がするのですが、それは如何でしょうか。

○政府委員(石原幹市郎君) 吉川委員がおつしやいましたのは、在勤俸のことじやないかと思ふのであります。この勤務地手当というのは、一般公務員にありますが東京なら東京の勤務地手当という意味でございます。本俸の二割五分ですが、それでここにありまするこの勤務地手当というのは、大体東京ということを考えております。東京の勤務地手当を支給する、こういうのであります。

○吉川末次郎君 よくわかりました。それでは違ふことを一つお伺ひいたしたいと思ふのであります。これは何條でありましたか、今休職中に外務省のお役人の諸君と私的にお話をしておつたわけでありませう。この法律のどこかに大使、公使というものは天皇の認証を要するということに、第九條ですか、なつておりますが、ところが普通認証官というものは、昔の制度による。あれは親任官に該当するものだと思はれるのであります。大使は大体従来ともそういう形式をとつたんじやないかと思ふのであります。公使は、まあ官僚といひましたけれども、俗な言葉で言へば、局長級といひふに解釈されておつたかと思ふのであります。これはそういう親任官ではなかつたと思ふのであります。こういう認証の制度が公使にまで適用されるようになった従来との違い及び理由というふうなものについて一つ御説明が願ひたい。

○政府委員(石原幹市郎君) 只今のお話のごとく、昔は親任官といひました大使だけであつたのであります。今度はこの在外公館の、別に御審議を願ひまする位置に関する法律案が別にあるわけでありませう。それらを御覧になつてもわかるように、修交国に……殆んど大使を交換するといふ国が非常に多くなりまして、大使、公使の間の區別といひものが、実質上の差異といひものが重要性においてもその他においても殆んどない、なきに近いままで至つて参つたのであります。そこで同じく一國を代表して外国に駐在するの官吏の任免と考へまして、公使も認

証制度に加えた次第であります。○大隈信幸君 今のお話で大體の區別ですが、區別はあれですか、日本國が一定の基準に基いてそれをきめるのか、或いは相手國側との關係においてそれがきめられるのか、その辺の御説明をこの際して頂いたらいと思ひます。

○政府委員(石原幹市郎君) 只今のところでは、大體相手國の希望がありまする際に、それを公使でよろしいといふわけに行かない。それから又歐米の諸國と交換しております事例等をも参考といひまして、大使、公使の區別をしておる、こういうことになつております。

○吉川末次郎君 第十六條の査察使の制度についてであります。戦前においてこういう制度があつたのかどうかというところを一つ承つておきたい。

○政府委員(大江晃君) 戦前におきまして、外務省の制度といひました査察使といふことをやつたことはいないのでございます。実際の運営におきまして外務大臣が大使級の人を任命いたしました。世界全体の公館を査察させるという實際の運営は、私の記憶では一、二回あつたと思ひます。

○吉川末次郎君 これと同様なる制度についての諸外國の事例等がございましたら、教えて頂きたいと思ひます。

○政府委員(大江晃君) 諸外國におきまして如何なる査察制度がございませうか、現在のところ資料の準備がございませぬので、更に研究いたしました後刻御報告をいたします。

○吉川末次郎君 必ずしも私は悪い制度だとは思わないのであります。新らしくこういう規定を置く必要がそれほどあるものがあるかどうかということについては、十分まだ納得が行かないのであります。そうした資料等の御提出を願つた後において再検討を自分でもいいたしたいと思つております。次に第十五條の「外務省研修所又は外國を含むその他の場所を研修を受ける機会を與えなければならぬ」といふ規定であります。これは従来とも外交官試験に及第しても、教力年の間、外國の大學等に留学させたり、或いは語學の修練のために実務に余り就かさないで、見習といひますか、こうした研修をさせておつたといふことは、ほのかに私も承つたしておるのであります。従来はそういうことをおやりになつてはいたかといふことを、實際上その當事者でなかつたものですからよく知らないでありますが、そういう例も一つお話し願ひたいと思ひます。と、それから外務省の研修所のことについても、こういうものができておるといふことは聞いておりますが、その具体的な内容といひますか、どこにあつて、どういふ科目について、どれだけの期間、どういふことを教へておるのであるかといふことのお話を一つして頂きたい。又資料等をこの機会に出して頂けるならば、私非常に結構と思ひます。

○政府委員(大江晃君) 研修所の現状、或いは外國におきまして研修をどういふふうにするかといふことにつきましては、後刻申し上げますが、その前に、先ほどの査察制度につきまして手許にありますが資料をいたしましては、アメリカのフォリン・サービス・

アクトの中に査察制度というものがございまして、國務長官は少くとも毎年一回の割合を以て外交及び領事事務の査察を行うために適当な外交官を派遣するというような規定がございまして、これを申上げておきます。更に、他の国の制度につきましても又資料がございまして申上げます。

次に外国におきまして研修をいたすことにつきまして従来行なつておつたのに二通りございまして、一つのほうは外交官というものになります若し職員が、最初の一年間、当該の国の大学等におきまして語学を中心としたしましていろいろ勉強する。もう一つのほうは、これは必ずしも毎年外交官、領事官の試験を通つたものから毎年必ずやるというわけではございませぬが、予算の関係その他から、いわゆる研究員というものを認むまして、その間に三年間滞在させまして、やはり語学を中心とし、或いは国情の研究その他をやらせておきます。この制度は今後これからは再び続けたいと考へておられます、大体同じような方法で以てこれを踏襲して参りたい、こういうふうに考へておられます。外務省の東京にあります研修所の制度につきましましては、場所は小石川の、これは東洋文化学院ですかの建物を外務省が借用いたしまして、ここに研修所長以下指導員数名を置きまして、先ず外交官、領事官の試験を受けましてパスいたしましたものを一つのグループといたしまして、これに六カ月の語学或いは日本の文化等に関する教育を授けます。又その間、適当な期間、一定の寄宿舎に收容いたしましたして団体的な訓練も與えるというもいたしてあり

ます。この研修所にはこのほかに外務書記生のクラス、こういうものもございまして、更に外務職員で仕事をしておるものの再教育という意味におきまして、グループに分けまして語学を勉強させたり、こういうことをやつておきますが、更に詳細のいろいろな点につきまして御要求がございましてならば、資料として提出いたしたい、こう考へておられます。

○吉川末次郎君 それでは外務省研修所に関する内容がわかりますやうな、いわば学校の案内書とか規則書のようなもので、ありますか、ありましたら一つこの機会に出して頂きたいということをお望みいたしておきます。また実はよく法案の全体を勉強いたしておられるので、今までもちよつと見たところだけにつきまして御質問いたした次第でございまして、これで私の質問は一時打切つておきます。

は率直に申上げますと、私もやはり若干そういう感じを持つぐらいなんであります。更に、結局全権委員もやはり政府代表でありまして、ただ全権委員は、條約に署名調印するという権限を附與されたものが全権委員だということになりますので、そういう意味で上下とかどうとかいう觀念がななしに、政府代表の中の更に全権の権限を持つていられるのであるという意味でどういふ順序になつたのであります。

○大隈信幸君 それからその外務職員の定義があるわけなのですが、先ほど来の質疑で伺つておられます、いわゆる外務省に勤務する者の中で、外務職員ならざる一般公務員法の適用を受ける者があるように承わりますが、具体的にどういふ職種の人がこれに當つて、そういう人は何と称することになるわけですか。

○大隈信幸君 一、二簡単なことをお伺いしたいのですが、二條の関係で、政府代表と全権委員と、こうあるわけですが、その説明を承わると、結局政府代表というのは、國際機關に参加するといふ点が特徴があつて、全権委員のほうは條約に署名するといふことになつておられるわけなのですが、この二條の並べ方は、別に上下の順を追つて並べられたのじやないかというふうにも思ふのですが、何かこの点は特別な意味があつて、こういうふうな政府代表のほうに権限から行くか非常に小さいわけなのですが、これが上に上つて出て、全権のほうに下につつて出ると、その辺の何か理由は特におありになりま

○政府委員(石原幹市郎君) これは実

○政府委員(石原幹市郎君) これは実

目的を以て派遣される、外務公務員法の建前から申しましたならば、そこらではないかと思ひます。出先の大使などは、外務大臣が訓令を以てその間を律する、こゝういふことになつてゐるのではないかと思ひます。

○伊達源一郎君 これは實際問題から言つて非常によく研究して頂きたいと思ひます。前には陸海軍から行つておる者は大使公使のどれにもならなかつた例がたゞさんある。今度は経済方面のことで相当有力な人がたゞさん行つて、大使館、公使館を離れて別に行動する、これからの外交はまあ主として経済的知識経験のある大使公使が行つておれば別でなければ、多くの場合大使公使はそうでない、そして外務省の役人は大体経済のこの知識は豊富でない、もう一つは外務省を多くして日本の事情を知らないといふことが非常に多いのです。特殊の扱いを受けて、さういふふう

に日本に事情を知ることが少くして外勤勤務が多いといふやうな弊に陥らないように、外務省は人材を運用することについて考へておられるでしょうか。

○政府委員(石原幹市郎君) 全く御意見の通りであらうと思ひます。幸い只今のおりする現役陣は暫くの間内地勤務がございまして、終戦連絡事務局とか何と国内の各地に暫く勤務をして、日本の地方の事情等に十分通曉できたと思ひます。それから各省の人事、外務省が非常

に縮小されました。一時縮小されておつた関係上各省と非常な人事の交流が行われておりましたので、只今のところは幸い外務省の職員も非常に広く教養を受ける機会が持てたと思ひますが、今後はこの点につきましても人事の交流なり或いは長く在外にある者は内地で勤務させるとか、さういふ点については十分留意して行かなければならぬと思ひます。

○伊達源一郎君 昨日もちよつとお尋ねしたのですけれども、これはこの規則で見てもわかることじやないのですけれども、外交官と政党的な関係です。これは日本の政治がさういふ工合になつて来ると、社会党内閣が取れて自由党内閣になつたとすると、社会党が任命した大、公使を全部自由党の人に代へるといふこともなし得るのです。その場合待命の人は非常にたくさんでございまして、自由党の論功行賞によつて大、公使を取替へ得るやうな考へが起るかも知れませんが、さういふときはこの規則では差支えなくさうなし得るわけですね。さういふことについては何か考慮を拂つておられるでしょうか。

○政府委員(石原幹市郎君) この伊達委員の御意見、お気持は十分尊重しなければならぬことは言うまでもないことではございまして、この規則の上でそれがどこで抑えてあるかといふことには相成らんかと思ひます。

わゆる外交、殊に外交人事については超党派のあらねばならぬことは言うまでもないことではございまして、これはこのことでの考へであります。これは私の國々によりまして、又さういふその國の動き、思想的動き等もあるから、自由党の内閣になつたから外交官を自由党に全部取替へるなどというものは、これはさういふことおつてもやはり行へないもの、行へないのが實際ではないかと思ひます。

○吉川末次郎君 今の質問に関連して、よく調べておられますから、誤りがないと思ひます。今伊達さんがお話になりました外務公務員と政党的な関係はありますが、結局この法案は国家公務員法に對する特例的な法律案であると思ひます。今伊達さんが問題にせられた公務員と政党的な関係といふものに対する相当な考慮が拂われておる。或いはあつた国家公務員法を作つたところの最も必要な目的として、いわゆる政党的な性質といふものは、アメリカの政治史上に於いていろいろ悪い例がありました。スポイルス・システムの排除ということが、山縣公が昔作りました文官任用令の目的であると同じように、国家公務員法の非政党的な目的とせられるところではございまして、そのことについては若干私見を持つておられますが、それは別といたしまして、この法案を見ますと、スポイルス・システムの排除といふ国家公務員法に表れておるような規定が少しもないうちの思ひであります。

○吉川末次郎君 今の質問に関連して、よく調べておられますから、誤りがないと思ひます。今伊達さんがお話になりました外務公務員と政党的な関係はありますが、結局この法案は国家公務員法に對する特例的な法律案であると思ひます。今伊達さんが問題にせられた公務員と政党的な関係といふものに対する相当な考慮が拂われておる。或いはあつた国家公務員法を作つたところの最も必要な目的として、いわゆる政党的な性質といふものは、アメリカの政治史上に於いていろいろ悪い例がありました。スポイルス・システムの排除ということが、山縣公が昔作りました文官任用令の目的であると同じように、国家公務員法の非政党的な目的とせられるところではございまして、そのことについては若干私見を持つておられますが、それは別といたしまして、この法案を見ますと、スポイルス・システムの排除といふ国家公務員法に表れておるような規定が少しもないうちの思ひであります。

○伊達源一郎君 昨日もちよつとお尋ねしたのですけれども、これはこの規則で見てもわかることじやないのですけれども、外交官と政党的な関係です。これは日本の政治がさういふ工合になつて来ると、社会党内閣が取れて自由党内閣になつたとすると、社会党が任命した大、公使を全部自由党の人に代へるといふこともなし得るのです。その場合待命の人は非常にたくさんでございまして、自由党の論功行賞によつて大、公使を取替へ得るやうな考へが起るかも知れませんが、さういふときはこの規則では差支えなくさうなし得るわけですね。さういふことについては何か考慮を拂つておられるでしょうか。

○政府委員(石原幹市郎君) この伊達委員の御意見、お気持は十分尊重しなければならぬことは言うまでもないことではございまして、この規則の上でそれがどこで抑えてあるかといふことには相成らんかと思ひます。

わゆる外交、殊に外交人事については超党派のあらねばならぬことは言うまでもないことではございまして、これはこのことでの考へであります。これは私の國々によりまして、又さういふその國の動き、思想的動き等もあるから、自由党の内閣になつたから外交官を自由党に全部取替へるなどというものは、これはさういふことおつてもやはり行へないもの、行へないのが實際ではないかと思ひます。

○吉川末次郎君 今の質問に関連して、よく調べておられますから、誤りがないと思ひます。今伊達さんがお話になりました外務公務員と政党的な関係はありますが、結局この法案は国家公務員法に對する特例的な法律案であると思ひます。今伊達さんが問題にせられた公務員と政党的な関係といふものに対する相当な考慮が拂われておる。或いはあつた国家公務員法を作つたところの最も必要な目的として、いわゆる政党的な性質といふものは、アメリカの政治史上に於いていろいろ悪い例がありました。スポイルス・システムの排除ということが、山縣公が昔作りました文官任用令の目的であると同じように、国家公務員法の非政党的な目的とせられるところではございまして、そのことについては若干私見を持つておられますが、それは別といたしまして、この法案を見ますと、スポイルス・システムの排除といふ国家公務員法に表れておるような規定が少しもないうちの思ひであります。

○伊達源一郎君 昨日もちよつとお尋ねしたのですけれども、これはこの規則で見てもわかることじやないのですけれども、外交官と政党的な関係です。これは日本の政治がさういふ工合になつて来ると、社会党内閣が取れて自由党内閣になつたとすると、社会党が任命した大、公使を全部自由党の人に代へるといふこともなし得るのです。その場合待命の人は非常にたくさんでございまして、自由党の論功行賞によつて大、公使を取替へ得るやうな考へが起るかも知れませんが、さういふときはこの規則では差支えなくさうなし得るわけですね。さういふことについては何か考慮を拂つておられるでしょうか。

○政府委員(石原幹市郎君) この伊達委員の御意見、お気持は十分尊重しなければならぬことは言うまでもないことではございまして、この規則の上でそれがどこで抑えてあるかといふことには相成らんかと思ひます。

わゆる外交、殊に外交人事については超党派のあらねばならぬことは言うまでもないことではございまして、これはこのことでの考へであります。これは私の國々によりまして、又さういふその國の動き、思想的動き等もあるから、自由党の内閣になつたから外交官を自由党に全部取替へるなどというものは、これはさういふことおつてもやはり行へないもの、行へないのが實際ではないかと思ひます。

○吉川末次郎君 今の質問に関連して、よく調べておられますから、誤りがないと思ひます。今伊達さんがお話になりました外務公務員と政党的な関係はありますが、結局この法案は国家公務員法に對する特例的な法律案であると思ひます。今伊達さんが問題にせられた公務員と政党的な関係といふものに対する相当な考慮が拂われておる。或いはあつた国家公務員法を作つたところの最も必要な目的として、いわゆる政党的な性質といふものは、アメリカの政治史上に於いていろいろ悪い例がありました。スポイルス・システムの排除ということが、山縣公が昔作りました文官任用令の目的であると同じように、国家公務員法の非政党的な目的とせられるところではございまして、そのことについては若干私見を持つておられますが、それは別といたしまして、この法案を見ますと、スポイルス・システムの排除といふ国家公務員法に表れておるような規定が少しもないうちの思ひであります。

解があり、且つ、人事行政に關し  
識見を有する年齢三十五年以上の  
者の中から両議院の同意を経て、  
内閣が、これを任命する。

人事官の任免は、天皇が、これ  
を認証する。

左の各号の一に該当する者は、  
人事官となることができない。

一、禁治産者若しくは准禁治産者又  
は破産者で復権を得ない者

二、禁錮以上の刑に処せられた者又  
は第四章に規定する罪を犯し刑に  
処せられた者

三、第三十八條第三号又は第五項に  
該当する者

とありまして、その次のことであり  
ますが、「任命の日以前五年間」におい  
て、政党的役員、政治的影響その他こ  
れらと同様な政治的影響をもつ政  
党員であつた者又は任命の日以前五年間  
において、公選による国若しくは都道  
府県の公職の候補者となつた者は、人  
事院規則の定めるところにより、人事  
官となることができない。こういふこ  
ともあります。次に「人事官の任命に  
ついては、その中の二人が、同一政党  
に属し、又は同一の大学学部を卒業し  
た者となることとなつてはならない。」  
という規定があります。こういふ規定  
が少しもこの外務公務員法案の中には  
盛り込まれておらないのでありますが、む  
しろ母法的な立場に立つところのもの  
は国家公務員法であるという御答弁で  
ありますから、今問題になつておしま  
すところの、政党员であつたものは  
人事官になれないということが当然こ  
こに運用されるものであるといはしま  
したならば、やはりこの外交官の人事  
行政を掌りますところの外務人事審議

会の委員というものについても、この  
政党员に対する制限規定が適用される  
ものであると解釈してよろしうござい  
ますか。

○政府委員(石原幹市郎君) 外務人事  
審議会、並びに人事審議会の委員と、  
人事官とは若干といひますか、相当  
これは違ふと思ひであります、外  
務人事審議会は外務大臣の下にあつて  
諮問に應じたり、いろいろ調査しまし  
た資料を出したり、意見を具申し  
たりする立場でございます、いわゆ  
る外務大臣が外務行政事務を行います  
についての一つの諮問機関といひます  
か、附屬機関のようなものであるの  
であります。併しながら審議会の委員の  
公平を期するといふ意味からいたしま  
して、これはまだ只今ほんの腹案でござ  
います、先ほど申し上げましたよ  
うに、政党的役員のようなものである  
とか、或いは国会及び地方公共団体等  
の議会の議員、こゝういふ人は大体なつ  
てもらわんようにしよう、こゝういふ考  
え方でござります。

○吉川末次郎君 それで、これは外務  
人事審議会の委員の問題であります  
が、同様にこのスポイルス・システム  
を排除するといふ精神は適用されるも  
のと解釈してよろしうござりますか。  
もう少し具体的に申し上げますと、私の知  
つてゐる範囲内においても、新らしく  
在外公館として大使館、公使館等が  
復活するといふことを当て込んで、国  
會議員であつて大使或いは公使を狙つ  
て若干の運動をしている人が私の身辺  
にもあるわけなんです。そゝういふ人は  
勿論自由党の國會議員であります、  
只今の御答弁の精神に基いて国家公務  
員法が政党员の猟官性を排除して

ことを基本的な精神として制定された  
ものであるという立場において、同様  
の精神が適用される外務公務員法にお  
いても又さうしたもの等は政府が任命  
するといふようかとはないと、この  
ように解釈していいと思ひます。こ  
うか、御答弁を願ひたいと思ひます。  
○政府委員(石原幹市郎君) 余り具体  
的な事例になりましますとどうかと思  
ひますが、先ほどから申し上げてお  
りますように、やはり国家公務員法の基  
本精神は飽くまでこの外務公務員法の  
も当然流れていなければならぬわけ  
であります、これはその特例、実質は  
特例法であります、只今お話をなつ  
たように我々も解して行かねばならん  
と思つております。

○吉川末次郎君 それからもう一つ、  
今申し上げました、引用した国家公務  
員法の第五條の末項の人事官の任命に關  
する規定であります、そのうちの二  
人が、同一政党に属してはならないと  
いふことと、その次の「同一の大学学  
部を卒業した者となつては  
ならない。」といふこととあります。こ  
れは私は日本の民主化のためには非常  
に重要な規定であるとその当時から考  
えておつたのであります。このことは  
非常に重要なことであると考えられて  
あります。それから従来とも官吏は官  
学の出身者であるといふような意味  
で、今申しましたところの山縣公が文  
官任用令を作りまして、そゝうして政  
黨の猟官性を排除すると同時に、官吏  
になることについての試験制度を確立  
した。即ち高等官でありますならば、  
高等文官の任用令のようなものを、及  
びそれに対する試験といふようなもの  
の規定を作つたのであります、同時

にまだ人材もなかつたことであるの  
で、官吏を作るといふことと目的とし  
て帝国大学、特に東京帝国大学が作ら  
れたといふことは、これは大学の歴史  
から見ても明白なことだと思ひます  
であります。ところが、そのために非  
常に官學問の独占の弊を生みまして、  
そのことが官僚の主義を生み、一つ  
の基本ともなり、又学生の気分を非常  
にかたよつたものとし、又さうした考  
えが延いて日本の民主主義の發展を阻  
害して来たことは極めて顯著なこと  
であると思ひます。大体におき  
まして戦後マツカーサーが日本の政府  
に行わしめたところの新憲法の制  
定、その他の制度につきましては局部  
的にいろいろ再検討しなくてはならん  
点は相當あると思ひますけれども、併  
し日本の人が氣付かなかつたところの  
日本の欠陥を備へて、そゝうして日本の  
大きな改革をするといふことに非常な  
貢献をしたことは、私はその功勞極め  
て大なるものが多くの面にあると考  
へるのであります。例へば農地改革と  
か、或いは労働関係法の制定とか、こ  
ういふ大事なものでありまして、それ  
と相並んで學問の打破といふことを考  
えて、日本の民主主義の未発達の原因  
が一つのその官學問の独占といふこと  
にあつたといふことに氣が付いて、こ  
れを矯正しようとしております見解の  
ごときは、これは現在の官吏諸君から  
いひまするといふと、非常に愉快に  
思われぬことかも知れませんが、これ  
極めて重要なことだと考へるのであり  
ます。それで外交官は大体今日まで帝  
国大学出身者及び一ツ橋の商科大学の  
出身者等に独占されて来たと思ひので

あります、これも広く人材をこの国  
内に開放して、立派な人材を広いフ  
ールドから求めるようにして行かな  
くちやならん。併しながら現在の外務  
省の人事行政の質的な構成の立場から  
言ひますといふと、やはりさうした特  
殊の學校の學問の勢力といふものが、  
牢固として私は抜くべからざるものが  
あることは、これはもう現実として動  
かすべからざる場所であると思ひ  
ます。併しながら、そのためにもこの国家  
公務員法の第五條に規定されてお  
りまゝのところの人事官の任命につ  
いて「同一の大学学部を卒業した者とな  
ることとなつてはならない。」といふ規定、そ  
の中に今引用しましたこの同一の政  
黨に属するものが二人以上おつてはなら  
んといふことと同じように、必然的に  
これは日本の民主化のために、又外交  
官の広く人材を求めるといふ立場か  
ら、どうしても考へて行かなくちや  
ならんことだと思ひます。併し、こ  
ういふ規定がやはりこのなかに挿入さ  
れて行く必要があると非常に考へられ  
ますが、どうでしょう。

○政府委員(石原幹市郎君) まあ外交  
官は御承知のように外交官試験で、書  
記生なら書記生の試験で任用されて行  
くわけでございます、而もこの具体  
的の人事の場合は、これは外務大臣が  
外務人事審議会に一々諮つてやるとい  
うわけでもないのでございまして、只  
今の御意見は御意見として十分拜聴  
し、参考として行かなければならん  
と思ひますが、同一大学を出たもの  
が、学部を出たものが何人以上い  
いけなくともさういふ規定を置くま  
でのところは、只今のところは考  
へていないのであります。

○政府委員(石原幹市郎君) まあ外交  
官は御承知のように外交官試験で、書  
記生なら書記生の試験で任用されて行  
くわけでございます、而もこの具体  
的の人事の場合は、これは外務大臣が  
外務人事審議会に一々諮つてやるとい  
うわけでもないのでございまして、只  
今の御意見は御意見として十分拜聴  
し、参考として行かなければならん  
と思ひますが、同一大学を出たもの  
が、学部を出たものが何人以上い  
いけなくともさういふ規定を置くま  
でのところは、只今のところは考  
へていないのであります。

○政府委員(石原幹市郎君) まあ外交  
官は御承知のように外交官試験で、書  
記生なら書記生の試験で任用されて行  
くわけでございます、而もこの具体  
的の人事の場合は、これは外務大臣が  
外務人事審議会に一々諮つてやるとい  
うわけでもないのでございまして、只  
今の御意見は御意見として十分拜聴  
し、参考として行かなければならん  
と思ひますが、同一大学を出たもの  
が、学部を出たものが何人以上い  
いけなくともさういふ規定を置くま  
でのところは、只今のところは考  
へていないのであります。

○吉川末次郎君 それは今御答弁ありましたように、外交官の試験によつて、外交官補或いは領事官補、書記生等を求めていられることはよく我々は知つて居るのであります。併しながら結局そうした試験が行われておりましたもので、さつき申しましたように特殊の学校の一、二の学校の卒業生の学閥によつて、外務省の人事行政が支配せられて居るといふことは、現実の事象なんでありまして、例えば松岡洋右君があいり馬鹿げたところの外方方針を採択したといふことも、これは私は一つの原因になつて居るもの、むしろ学閥に對するところの松岡洋右君の反抗的な心理、サイコロシといふものが私は相當に働いておつたのではないかと。即ち體ヶ関の秀才と言われるところの諸君が、帝国大学及び一ツ橋の大学の卒業生によつてコントロールされて居るといふこと、對する、同君はアメリカの苦学生上りの人でありまして、そこに一つの反感があつたといふことが、私は實際上これは彼があいり誤りを犯すことのサイコロシカル・ファクターに大きく働いて行つたと思ふのです。そういう外交の面だけ考へて見ても、外務省の人事行政の面だけを考へて見ても、この国家公務員法の第五條の終末の規定がその中に入つて居ない。又そういう精神をリアライズする、実現するといふことの精神が、少しも一般公務員におけるがごとくの中に入られていないといふことは、これは私としては非常な欠陥ではないか。又国家公務員法にその他のいろいろ規定いたしてありますところの、やはり民主主義的精神といふものがオミットされて居る

○政府委員(石原幹市郎君) これはさういふことは、たゞ法律形式の上においてこれがオミットされて居るのではなくして、さういつた基本的精神がオミットされて居るところの、要するに戦前の外務省の人事行政の觀念の復活、即ちこれは逆コースの一つとしての觀念によつてこの法律案が作られて居るのじやないかといふことで、私は非常に危懼の念を持つて居ますが、如何でしょうか、それは御答弁聞いてもいたし方ないでしょうか……

○政府委員(岡部史郎君) 私からお答えするのが適當かどうかから言ひたいのでございますが、申すまでもなくこの国家公務員法は我が国の官吏制度の民主化のために、その実現を保障するたゞめ種々の点において制度的工夫が凝らしてあるわけでございます。そうしてその重要性につきましては、今吉川さんがお述べになつた通りでございますが、それが例へば外務公務員の、国家公務員法制定以来の外務公務員の採用試験、即ち従来のいわゆる外交官試験といふようなものは、すべてこれは人事院が責任を以て実施する建前になつて居るわけでありまして、その人事院が今吉川さんのお示しのような、その公正性を担保されて居る。でこのような公正性を制度上担保することは、これは今後とも人事行政の中央機関の構成方法としては私は大事なことであらうと存するのであります。ただ、それがどういふようにこの国家公務員法の特別法としての外務公務員法案に現れて居るかといふ問題であります

が、第一に先ず具体的に取上げられたのは、外務人事審議會の問題であります。この外務人事審議會を以ちまして、直ちに今人事院に要求されて居るような構成要件を要求するといふのは、これは實際問題を主としたして考へましても、少し過大な要求ではあるまいかといふような感じがいたします。併しながら先ほど石原政務次官からも申されました通り、この任用制度その他につきましても、一般職の外務公務員に關する限りはすべて国家公務員法の制度がかぶつて居るわけでございます。又ここに掲げてあります特別法につきましても、大体国家公務員法の原則にそつと反した、そつと逸脱したものではないかと考へておられます。そういう意味におきましても大体国家公務員法の線に沿つて居るのじやないか。ただこの外務公務員法は特別法につきましても同時に規定して居るわけでありまして、これは必ずしもその言葉の本来の意味におきましますスポイル・システムといふものと矛盾するかどうか。むしろこれは国家公務員法の精神といたしまして、一般職につきましても、はつきりメリット・システムを用する、これは中立を維持するポリシー・メーキング、その他のいわゆる特別職に關しましては、これはそのとき

の政府の民主的な要請と人事の問題とを調和させるといふことがあるわけでありまして、そういう他の特別職とこの外務公務員法に規定されて居る特別職とは同じレベルにおきまして国家公務員法のコントロールから外れて居るものと考へておられます。

○吉川末次郎君 今の御説明で一応了解した点もあつたのであります。この學閥打破の精神を汲んだ国家公務員法の規定がその中に入つて居ないといふことについては、まだ了解ができませんのであります。それで今これは外務大臣にお聞きすべき問題であるといふお話がありましたけれども、吉田さんの平素の御言動からいいますと、岡崎君も同一であります。岡崎君や吉田さんは、私は新憲法といふものはわかつて居ない人だと思つて居るわけ、主権在民なんといふことはわかつて居ない人だと思つて居るもので、これは聞いたところでもなんでも御答弁があつても何とも仕方がないと思ひますが、淺井人事院總裁から私はこのことを一つお聞きしておきたいと思ふので、次回にその便宜を一つ委員長においてお計りを願ひたいと思ひます。

○中山福藏君 ちよつとそれと關連してお伺ひしておきたいのです。あの特別職であります外交官の試験なんですかね。これはいわゆるその特別職にふさわしい、先達つても私お聞きしたのですが、試験の、採用の方法です。大体外交といふものは言葉がよくしやべれるとか、國際法をよく知つてゐるとか、それでは私はいかんとお聞きします。それを讀む前に、一つの勸を働かさないければならぬ。いわゆる觀察力、洞察力といふものの卓越した人間

といふものが一番必要じゃないかと思つておられます。殊に世界平和のために第三勢力の擡頭といふようなことについて、世界の文明、平和の動向といふものはどういふふう動いて居るかといふことを、一応何万巻といふ書物を讀んで居ることを感ずるといふようなことじやないかと思ふのですがね。直ちにいわゆる一種の洞察力といふものを働かさなければならぬ。従つてこの洞察力のある人間を採用するといふことが、最も外交官の素質の、いわゆる素質的に適格性を帯びて居る者じやないかと思ふのですが、さういふ点について外務當局はどういふふうにお考えをお持ちになつて居るのですか、私はそれを一つ聞いておきたいのです。

○政府委員(石原幹市郎君) これは中山さんから昨日もいろいろお話がございまして、我々一同非常に同感共鳴しておるところでございます。今後とも只今の試験の問題につきましても、更に科目等についても検討を加えて行かなければならぬと思ひます。又現在の制度の下におきましても、試験の方法或いは問題の出し方、殊に口述試験等において、さういふところをよく働かせまして、試験制度の運用の妙を發揮して行かなければならぬと思ふのであります。御意見のところは一同非常に共感しておるところでございます。今後外務省においても十分参考として検討を加えて行きたいと思つておる次第でございます。

○中山福藏君 外交官の領事、書記官

○中山福藏君 外交官の領事、書記官

というより人々の採用については、大體思召のほどがわかるのですが、大公使の任命は、例えばこの間津島全権がフィリピンからお帰りになった時の報告を聞いて、私は実は驚いたのです。これは負けたときの外交官というもので初めて外交官の眞の値打ちがわかる。勝つたときは誰でもやれる、大概のものは……。負けたときにどういうふうにすべての問題を裁定して行くかというところに、眞のその人たちの手腕、力量というものがわかつて来る。私は考えておる。然るに先だつての報告を聞きましてという、私の質問に對して、いわゆる損害の基準、基本的査定はどういうふうになるかということを開くという、それを査定するには非常に長い間の年月がかかるのだ、だから御無理御尤もで向うの仰せのままにその損害額を認定して、それに対しての賠償方法というものを検討中だという、こういうお答えであつた。私はこれはやはり大公使の任命と不見識な人々が採用されるということになりますれば、国家の将来について非常な私は不幸なことをもたらすのではないかと思ふのですからお尋ねするわけですが、大體イタリヤにおおられて、世界第一次大戦當時ですが、この賠償の方法が非常にうまく行つた。津島さんと吉田さんと力を合せておやりになつた。従つてそういう経験があるからこれを採用するといふことになつていますが、よほどこの大公使の任命については、私はどういふことか考へて参りますという、外務省のほうでは、よほど人選というものに思ひをいたされなければならぬのじやないか

と思ふのです。これは私も常識的に考へまして、たとえ負けたらといへども、正確な数字を知りたい。而も損害を拂うときには正確な国民の納得の行つた基準に基いた賠償を拂つて行きたいと、こう考へておるのではありません。従つて負けようが、勝つた方が、如何なる場合においても動ぜず、正々堂々と自分の主張をなす得る外交官が欲しいと私は思ふ。これは顧問でも何でもそうだと思います。こういう点について何か反省なり、これからの人選は一つ注意して頂きたいといふことを、これはお答えをもらわんでもよいから十分注意してもらいたい。こういう不見識ではいかんといふことを痛感いたしましたから、特に大公使の任命については、最大の一つ注意を拂つて頂きたいといふことをこの際お願ひしておきます。

○政府委員(石原幹市郎君) これは只今の問題に私がお答えをするという意味で立つたのではないのでありまして、先般の津島顧問の報告の際の質疑応答からのお話であつたのであります。津島顧問の考えでは、相手国の損害額がどうだということでは日本の賠償の額をきめて行くという気持ではないのであつて、いわゆる日本の能力といひますか、経済自立と支拂能力、両方睨み合せて行かなければならぬといひます。何か中山さんのお考えと違ふやうな御答弁があつたのではないかと思ふのであります。その点だけ、要らないことのようにありますけれども、一言私から補足しておきたいと思ひます。

○中山福藏君 そうおつしやれば、私から又申しますが、はつきりおつしやつて私の言うことは間違いないのです。だから非常に時間的には困るから、だから向うの言ひがまゝに認めるのだ、こういふ前書きの下に賠償の方法を今交渉しておる、こういうわけだつた。そこで私は速記をとめて頂いて、対外的な響きが大きいかといふかと思つて注意してお尋ねしたのであります。まあそういうわけなんですから、特に一つお願ひしておきます。

○伊達源一郎君 私は簡単なことを一つ結論的に伺ひたいのですが、この外務公務員法案を見ますと、昔の外務省の復活を法律化したもので、新しい心がまえの殆んど見るべきものがないように思ひます。何が非常に新らしい、国民外交を大いに起してやろうという心がまえがどこに見えるでしょうか。

○政府委員(石原幹市郎君) これはいわゆる公務員法でありまして、而も原則はたゞ／＼申上げますように、国家公務員法が底流として流れておるのでありまして、ただいわゆる外務公務員の特例を作つておきたいという気持からこの外務公務員法といふものができたのであります。それでこの中でこれは元からあつたかもわかりませんが、外務省の研修所などは今後大いに活用して行きたい。それから外務人事審議会といふものを設けて、諸般の施策制度をきめるに際しまして、一段と広い視野からやつて行きたい。そういうようなことを大體中心として考へられておるのであります。が、精神の根本は言ひまでもなく国家公務員法が基礎となつておるのであります。

○吉川末次郎君 どうも先ほど来申します通り、私は欠席して、さつきからこれを讀み出して甚だ恐縮なものであります。この短時間の間の質問、応答、論議を通じまして感じますことは、實際国家公務員法に準換したもので、だとも言つていらつしやるけれども、国家公務員法に現われておるところの新憲法の基本的精神に符合した民主主義的な精神、或いは新憲法によるところの新しい人事行政の精神といふものがちつともこの中に取入れられていないように思われるのであります。先ほど吉田さんや岡崎君には新憲法そのものから基本的なわけがつかないといふことを言つたのであります。これは決して悪口を言うたためではありません。全くその通りだと思つておられます。これもやはり戦前の霞ヶ関の外務官僚の現在問題にされておつて、いわゆる所産であるといふことを、私はどうしても感ぜざるを得ないのであります。政府は頻りに先般委員長に対して今日上げてくれ、明日上げてくれと言つておられるのであります。決して私たちは遷延のために遷延を企圖しておるものではないと申せなければ、これはよほどつと審議して、この法案を作つた人の頭の切換えから一つ考へてもらわなくちやならぬやうな気がするのですが、どうでしょう。だから従つてそのお急ぎにならないで、この法律は講和発効後實際上実施される必要が生れて来るのでありますから、期間の面において一部は四月一日からといふようなことを備にして政務次官も審議をお急ぎになつておるやうであります。

すが、十分これは一つ審議されないと、とんでもない外務省の人事行政上におけるところの、戦前の逆コースと言われているものを復活することになるやうな憂へが私は非常にあります。な気がしますが、努めて慎重に一つ審議するやうにお願いしたい。

○政府委員(岡田史郎君) 先ほどの吉川さんからお尋ねに對しては、只今からお答え申上げるわけですが、只今お答えというほどでもないのですが、お尋ねの御参考のために私申上げますが、この人事官の構成につきまして政務關係が第一の要素として規定されている。第二に学部の制限が規定されている。これは二つの非常に重要な問題だろつと思ひます。ところが国家公務員法の第百九の法律として出て來ました地方公務員法におきましては、丁度人事委員會に相当いたしました。都道府県の人事委員會の委員の構成方法につきましては、やはり国家公務員法と似た規定がありまして、先ほど吉川さんが国家公務員法をお読み上げになりましたが、地方公務員法におきましては、人事委員は「人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の處理に理解があり」といふやうな言葉があるわけでありまして、又委員のうち二人以上が同一の政党に属することとなつてはならないといふやうな制限があるわけでありまして、吉川さんがこれと同じやうに重要性を置かれました出身学校の学部による制限につきましては、すでにこの地方公務員法、国家公務員法から二年半ばかりあつたと思ひますが、できました地方公務員法におきましては、そのやうな制

限が突はなくなつておるのでござい  
ます。で、これは非常な退歩であるとい  
うか、改題というか、悪い方向への進  
み方であるとかいうような意味ではご  
ざいせんが、とにかく二つの制度の  
うちで、すでにこのような似たような  
構成を持つべき二つの人事委員会にお  
いて、このような構成の差がすでにで  
きておる。従いまして私が知つており  
ます範圍におきましては、恐らくこの  
委員会の構成におきまして、学部によ  
りて制限があるのは国家公務員法たつた  
一つではあるまいかというように考え  
られますので、その点御参考までに申  
添えておきます。

○官川末次郎君 ちよつとそれに関し  
て申し上げますが、あなたは地方公務員  
法を今引用されてお話になつたのであ  
りますが、地方公務員法は地方自治体  
の人事行政をやる機關だと思つたのであ  
りますが、従来の考え方からいいたしま  
して、役人としまして、いわゆる外  
交官並びに高等文官というものが官吏  
としての顯要の地位になつておりました  
で、地方自治体の吏員というものはそ  
れに比例するような顯要な役人の地位  
であるとは、私は日本人の社会通念か  
ら考えて来ておらなかつたと思つた  
であります。従つて地方自治体の役人  
になつておるところの人が必しもま  
あ従来からの観念で、伝統のある立派  
な大学の卒業生なんかが地方自治体の  
役人にはそんなになつてはいないの  
で、最も代表的なものとして東京都の  
ようなところには、それは石原政務次  
官のような立派な経歴、学歴の人、  
或いは隣にいらつしやる兼岩傳一君の  
ような立派な官学出身者の人も、課長  
になられるようなかたがありますけれ

ども、併しもつと下級の地方の自治体  
にはそんなに石原君や兼岩君のような  
立派な学校の出身者というものはこれ  
は羅々たるもので、そんな人が行くこ  
ろにはなつていないのです。だから  
そんなところで特に国が今要求してい  
るような国家公務員法の規定の同一学  
部云々のような、規定をするなど多く  
人はいない。外交官というものは官吏  
中においても最も羨まれて金持の娘さ  
んをお嫁にやりたがる地位なんです  
から、(笑)そのところでは特に私は  
今のようなことが規定される必要があ  
るといふことを申しておるのであつ  
て、あなたの御答弁は私の質問の趣旨  
には少しも符合いたしておらなといふ  
ことを申上げておきます。

○兼岩傳一君 どうでしょう。昨日も  
非常に遅くなりましたし、今日は大巨  
も御出席にならないし、石原政務次官  
の外交の本義を承るには……。

○政府委員(石原幹市郎君) 速記をと  
めて下さい。

○委員長(有馬英二君) 速記をとめ  
て……。

〔速記中止〕  
○委員長(有馬英二君) 速記を始めて  
下さい。

それでは今日はこれで閉会いたしま  
す。

午後四時四十四分散会

昭和二十七年四月八日印刷

昭和二十七年四月九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷庁